

広島県告示第十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
潮音山東地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を令和三年十二月二十七日広島県告示第千二百二十八号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱五号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱四号及び五号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

尾道市		市・区
瀬戸田町		町
瀬戸田		大字
潮音山		字
三一番二地先里道敷	三一番二	三一番一
	三〇番八	三七番一
	二六番二	二六番二
	三〇番八	標柱四号
	三一番二	標柱五号
	三一番二	標柱七号、八号及び一〇号
	三一番二地先里道敷	標柱九号
		標柱一号、二号及び六号
		標柱番号